

学校法人信学会 役員報酬等の支給規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人信学会（以下「この法人」という。）の寄附行為第60条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員及び評議員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員及び評議員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員及び評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、役員及び評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬、退職慰労金
- (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬は、年額の上限を別表のとおりとし、その範囲内で理事会において決定する。

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、年額の上限を別表のとおりとし、その範囲内で理事会において決定する。

なお、職員選出の評議員は支給の対象外とする。

3 常勤の役員に対する報酬は、月毎の報酬と年2回の賞与に分けて支給できるものとし、その内訳は理事長が決定する。

4 常勤の役員の退職慰労金は、公益社団法人長野県私学教育協会の退職金交付規程による。

5 非常勤の役員の退職慰労金は、別表に定める算式により算出される額の範囲内で支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月25日(ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。)

(2) 賞与 毎年6月及び12月

(3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、毎年3月に支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員及び評議員には、別に定める役員旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の1ヵ月の日数を基礎として、日数に応じて日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

この規程は、令和7年4月1日より一部改正し施行する。

別表

（役員の報酬）

- （１）常勤理事 15,000,000 円（上限）
- （２）非常勤理事 200,000 円（上限）
- （３）非常勤監事 200,000 円（上限）
- （４）評議員 200,000 円（上限）

（非常勤の役員の退職慰労金）

- （１）非常勤理事 １年につき 10,000 円（上限）
算出方法 退職慰労金額 × 在職年数（１年未満の端数は切り捨て。）

- （２）非常勤監事 １年につき 10,000 円（上限）
算出方法 退職慰労金額 × 在職年数（１年未満の端数は切り捨て。）